

平成27年8月18日

ハピライズ株式会社

代表取締役 吉澤 信男 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-259-5962



申 入 書 2

貴社から、平成27年5月26日付「平成27年4月30日付貴法人からの申入書に対する回答について」(以下「回答書」という。)を拝受しました。ご検討、ご回答いただき、ありがとうございました。

回答書を見し、改めて以下のとおり申入れさせていただきます。

第1 規約第7条について

- 1 貴社から、規約第7条の「入会時の費用の返金はいたしません。」との規定は、履行済みのサービスであり、これを返還しないことは、損害賠償額の予定にはあたらないとのご回答をいただきました。
- 2 損害賠償額の予定とは、契約当事者に生ずる損害賠償の額をあらかじめ合意しておくものを言います。会員を除名した際に、貴社にどの程度の損害が生じたかを検討することなく、入会時の費用12万9600円を一律返金しないという規定は、損害賠償額の予定に他なりません。
したがって、損害賠償額の予定に重ねて損害賠償を徴求することができるのこととなる規約第7条は、消費者契約法9条1号に違反し、平均的な損害額を超える部分は無効となります。
- 3 また、規約第7条によると、交際やお見合いを希望する相手会員の紹介、取次ぎがなされる前、すなわち役務の提供開始前に除名された場合であっても、入会時の費用12万9600円が返金されないこととなります。仮に貴社の見解に従ったとしても、役務の提供を受ける者に対して、3万円を超えて請求することができないとされている特定商取引に関する法律49条2項2号、特定商取引に関する法律施行令16条に違反し、特定商取引に関する法律49条7項及び消費者契約法10条により無効となります。

第2 規約第8条について

事業者に損害が生じない場合にまで損害賠償請求を行う趣旨ではないと
ご回答いただき、了解致しました。

第3 概要書面の初期活動費用について

当法人の申入れにご理解いただき、ありがとうございました。

以上